



## 【第51回 新会計基準その21 公正価値測定及びその開示(公開草案)①】

○「公正価値測定及びその開示に関する会計基準」「同適用指針」の公開草案が平成22年7月9日に公表されました。

- ・何がどうなるの？ … 財務諸表の注記について、時価で注記していたものが、公正価値での注記に変わります。
- ・いつからそうなるの？ … 平成24年4月1日以後開始する事業年度から適用になる予定です。(公開草案なので確定ではありません。)
- ・公開草案ってナニ？ … 会計基準の変更などは「論点整理→検討状況の整理→公開草案→最終確定」という流れで進みます。ですので「公開草案」はファイナルに近いドラフトです。  
その内容について問題点等がないか、世間一般から広く意見を募るということをしています。
- ・適用除外になるものは？ … 通常の販売目的で保有する棚卸資産と、ストック・オプションに関連する会計基準は適用除外です。
- ・遡及処理はあるの？ … ありません。変更に伴う影響額は、期首の利益剰余金に加減されます。

公正価値	測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に 資産の売却によって受け取るであろう価格 または 負債の移転のために支払うであろう価格(出口価格) をいう	
市場参加者	参照市場における、次の要件を満たす買手及び売手をいう 1. 互いに独立していること。すなわち、関連当事者ではないこと 2. すべての入手できる情報に基づき、資産又は負債並びに取引について合理的な理解を有していること 3. 資産又は負債に関して、取引を行う能力があること 4. 資産又は負債に関して、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく自発的に取引を行う意思があること	
秩序ある取引	不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、通常かつ習慣的なマーケティング活動ができるように、測定日以前の一定期間、市場にさらされていることを前提とした取引	
参照市場	公正価値を算定するにあたって、資産を売却する又は負債を移転する取引が行われる市場をいう	



## 【第52回 新会計基準その22 公正価値測定及びその開示(公開草案)②】

### ○公正価値の算定



公正価値の算定	状況に応じた、十分なデータが入手できる適切な評価技法を併用又は選択して用いる。
---------	---

### ○公正価値の評価技法

・公正価値を算定するにあたって用いられる評価技法は以下の3つに要約されます。

マーケット・アプローチ	同一の又は比較可能な資産又は負債に関する市場取引による価格などの入力数値を用いる評価技法。
インカム・アプローチ	利益やキャッシュ・フローなどの将来の金額に関する現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法。
コスト・アプローチ	資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法。

○コスト・アプローチ： 売手である市場参加者にとっての資産価格

= 同等の効用を有する代替資産を買手である市場参加者が購入又は構築するために必要なコストを、劣化分について調整した金額  
劣化分・・・物理的劣化、機能的劣化、経済的劣化が含まれ、**減価償却よりも広い概念。**

⇒他の資産と組み合わせて使用されている**固定資産の公正価値**を算定する際に、一般的に適切な評価技法

○複数の評価技法を用いる場合

⇒それぞれの評価技法による算定結果の幅が合理的であるか否かを検討した上で、その幅の中でウェイト付けを行い適切な公正価値を特定する。



## 【第53回 新会計基準その23 公正価値測定及びその開示(公開草案)③】

### ○評価技法に用いられる入力数値

- ・評価技法に用いられる入力数値は**観察可能な入力数値**を最大限利用し、**観察不能な入力数値**を最小限にしなければならない。

入力数値	リスクについての仮定も含め、市場参加者が <b>資産又は負債の価格設定</b> する際に用いるであろう <b>仮定</b> のこと。
観察可能な入力数値	入手できる観察可能な市場データに基づき設定された、市場参加者が <b>資産又は負債を価格設定</b> する際に用いるであろう <b>仮定</b> を反映する入力数値。
観察不能な入力数値	観察可能な市場データは入手できないが、入手できる <b>最良の情報</b> に基づき設定された、市場参加者が <b>資産又は負債を価格設定</b> する際に用いるであろう <b>仮定</b> を反映する入力数値。



- ・評価技法に用いられる入力数値は、**レベル別に優先順位づけ**をおこなう。

レベル1の入力数値	測定日において、企業が入手できる <b>活発な市場</b> における <b>同一の資産又は負債</b> に関する公表価格。
レベル2の入力数値	資産又は負債について、 <b>直接又は間接的に観察可能な入力数値のうち</b> 、レベル1に含まれる公表価格以外の入力数値。
レベル3の入力数値	資産又は負債について、 <b>観察不能な入力数値</b> をいう。

公正価値のレベル別分類
レベル1の公正価値
レベル2の公正価値
レベル3の公正価値



## 【第54回 新会計基準その24 公正価値測定及びその開示(公開草案)④】

### ○公正価値に関する注記事項

公正価値を每期継続して 貸借対照表価額としている資産及び負債	資産及び負債に関する貸借対照表の科目に応じた次の事項（有価証券は保有目的ごとの区分等） ① 公正価値の算定方法等に係る事項 ② 公正価値のレベル別内訳 ③ レベル3の公正価値に係る事項（レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表を含む）
公正価値を每期継続して 注記している資産及び負債	当該資産及び負債に関する貸借対照表の科目に応じた公正価値のレベル別の内訳 （有価証券については保有目的ごとの区分等に応じた公正価値のレベル別の内訳）

なお、評価技法に変更がある場合は、**会計上の見積りの変更**に該当するため、その内容及びそれが測定日の公正価値に及ぼす影響額を開示する。

#### 【開示例】

##### 1. 公正価値を每期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債

###### (1) 公正価値の算定方法等に係る事項

投資有価証券の内訳は株式です。その公正価値の算定方法等に係る事項については「金融商品の時価等に関する事項」の注記をご覧ください。

###### (2) 公正価値のレベル別内訳

平成〇年×月△日現在において、公正価値を每期継続して貸借対照表価額としている資産の公正価値及びそのレベル別の内訳は、次の通りです。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	×××	×××	×××	×××

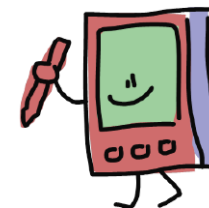
###### (3) レベル3の公正価値に係る事項

平成〇年×月△日現在において、レベル3の公正価値に分類されるものは保有していません。

##### 2. 公正価値を每期継続して注記している資産及び負債

平成〇年×月△日現在において、公正価値を每期継続して注記している資産の公正価値及びそのレベル別の内訳は、次の通りです。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	×××	×××	×××	×××





## 【第55回 IFRSその22 税効果会計①】

○IFRSの税効果会計 …… 資産負債法を採用。日本基準の税効果会計と考え方は基本的に同じ。

繰延税金資産の認識	将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内ですべての将来減算一時差異について、繰延税金資産を認識しなければならない。
繰延税金負債の認識	すべての将来加算一時差異について、繰延税金負債を認識しなければならない。



- ① a.企業結合でない取引 b.取引時に会計上の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引  
⇒a.かつb.のとき、その取引に係る資産・負債の当初認識により生じる繰延税金資産・繰延税金負債は認識しない。  
例えば…？ → 資産の取得について政府から補助金があり、それについて課税されない場合。
- ② のれんの当初認識から生じる繰延税金負債は認識しない ⇔ のれんの当初認識から生じる繰延税金資産は認識しなければならない  
⇒のれんが税務上償却・損金算入される場合 …… 当初認識後に繰延税金負債を計上する。(会計上は非償却なので一時差異が発生)

繰延税金資産・負債の測定	期末日における法定税率または実質的法定税率に基づいて、資産が実現する期または負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しなければならない。
--------------	--

- 未実現利益の消去にかかる税効果 …… **資産を保有している側(売却先)の税率**を用いて算定する ⇔ 日本基準：売却元の税率
- 繰延税金資産の回収可能性の検討 ⇔ 日本基準のような5分類はない。
  - ・毎期末日において回収可能性を再検討しなければならない。
  - ・繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を獲得する可能性が高くない場合には、繰延税金資産の計上額を減額する。
  - ・そのような評価減額は、十分な課税所得を獲得する可能性が高くなった場合には戻入しなければならない。

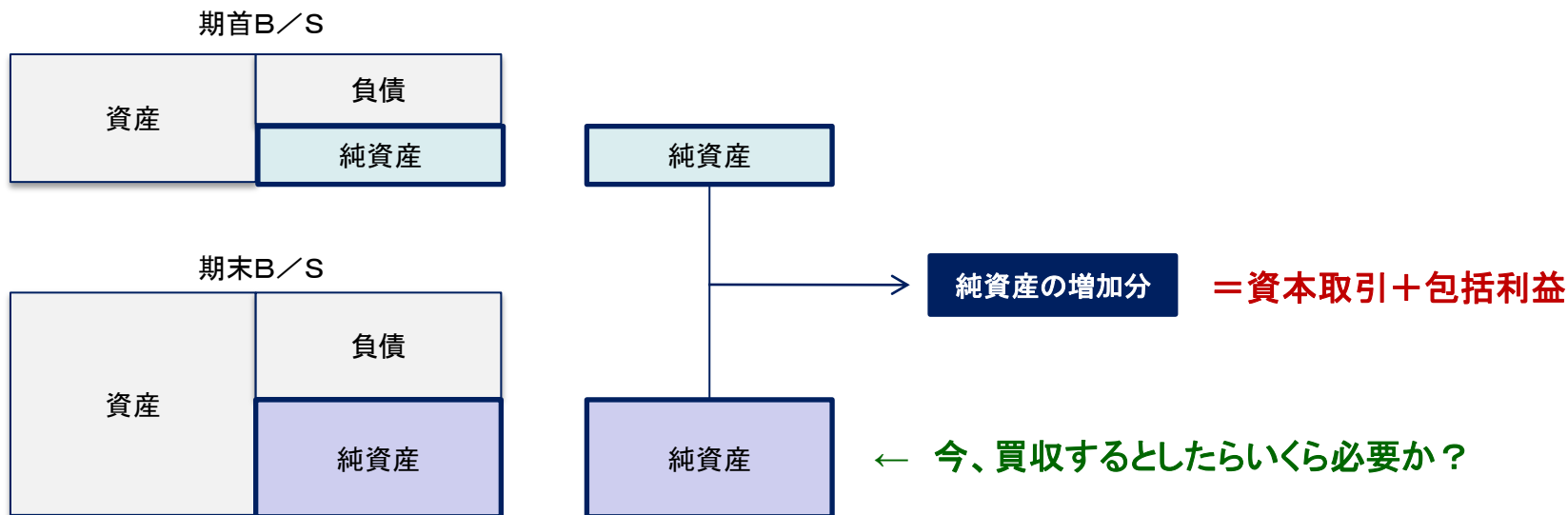


## 【第56回 IFRSその23 資産・負債アプローチ】

○IFRSは、「投資家」が「投資価値」を測定できるように定められた報告基準です。 ⇨ (JPN) 投資家、株主、債権者、従業員、取引先・・・

<b>資産・負債アプローチ</b>	資産と負債を重視し、その差額として純資産を明示することを目的とする。
-------------------	------------------------------------

⇨ (JPN) 収益費用アプローチ・・・収益と費用を重視し、その差額として利益を明示することを目的とする。



IFRSは「投資家」が「投資価値」を測定できるように定められた結果、資産・負債アプローチが採用され、時点的な買収価値の測定を志向しています。  
⇒純資産の時点的な買収価値の最大化を、経営意思決定の指標として良いのか？

**【POINT】**

- ①IFRSは投資家に対する開示として、キチンと取り組んでいく。
- ②経営意思決定に必要な情報を適時適切に提供できる管理会計の仕組みを構築する。



という考え方・対応もあると思います



## 【第57回 IFRSその24 リース(公開草案)①】

○2010年8月にIASB・FASBからリース会計の公開草案が出されました。⇒ 今後の動向を把握する目的で解説します。

リース契約に該当するかどうか	①契約を履行するために <b>特定の資産を提供するか</b> ②契約は合意された期間において特定の資産の <b>使用権を移転するか</b> ⇒ 現行基準とほとんど同じ	
会計処理のポイント	借手	・原則として <b>単一の会計処理</b> が行われる（ファイナンス・オペレーティングの区分は廃止） ・リース契約から生じる <b>すべての資産と負債を貸借対照表に計上</b> する ・リース契約開始時、再評価時に <b>リース期間の見積り</b> を実施する（更新・早期解約も考慮）
	貸手	リース契約に基づき使用権が移転する資産について <b>重要なリスク又は便益を留保しているかどうか</b> 判断 ⇒ <b>履行義務アプローチ</b> or <b>認識中止アプローチ</b> のいずれかを適用する

### 【借手の会計処理】

#### ①当初認識

- ・リース期間にわたって「リースされる資産を使用する権利」を「**使用権資産**」として資産計上する。  

$$\text{使用権資産} = \text{リース料支払債務} + \text{初期直接費用}$$
 リース期間 …… リースを延長又は解約するオプションを考慮した、起こりうる期間の発生可能性を見積って決定する。
- ・リース料支払債務の**現在価値**を負債として計上する。  
 割引率 …… 借手の追加借入利率 or 貸手が借手に課す利率



#### ②事後測定

- ・使用権資産は「リース期間」または「リース契約に基づき使用権が移転する資産の耐用年数」の**いずれか短い方で償却**する。
- ・期末日に使用権が減損しているかどうかの判断を実施 ⇒ 必要であれば減損損失を認識。
- ・リース料の支払によりリース料支払債務は減少 ⇔ 実効金利法によるリース料支払債務に関する支払利息を認識

#### ③再評価

- ・リース契約開始後に新たに発生した事実や状況により**負債が著しく変動するような兆候**が認められる場合 ⇒ リース料支払債務を**再評価**



## 【第58回 IFRSその25 リース(公開草案)②】

○2010年8月にIASB・FASBからリース会計の公開草案が出されました。 ⇒ 今後の動向を把握する目的で解説します。

### 【貸手の会計処理】

貸手は原資産に関して ①**重大なリスクにさらされているか** ②**便益を享受しているか** に基づいて、以下のいずれかの会計処理を適用します。

	履行義務アプローチ	認識中止アプローチ
適用の判断基準	重大なリスクに晒され、または便益を享受している場合に適用	重大なリスクに晒されておらず、また便益も享受していない場合に適用
当初認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>原資産の認識は中止しない → B/S計上を継続する</li> <li>リース料受取権とリース負債をB/S計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原資産のうちリース期間中の使用権部分の認識を中止する →原資産のうち認識を中止しない部分は残余財産としてB/S計上</li> <li>リース料受取権をB/S計上する</li> </ul>
事後測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>原資産の償却を継続</li> <li>リース料受取権は利息法を用いて償却原価により測定 →必要に応じて再評価及び減損損失を認識</li> <li>残存するリース負債は、借手の原資産使用パターンに基づき算定 →規則的かつ合理的に算定できなければ<b>定額法</b>を用いる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残余財産は原資産の帳簿価額の配分額により測定 →再評価及び減損損失の認識を行う場合を除き再測定不可</li> <li>リース料受取権は利息法を用いて償却原価により測定 →必要に応じて再評価及び減損損失を認識</li> </ul>
表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>B/Sにおいて以下の項目をまとめて表示する ①原資産 ②リース料受取権 ③リース負債 ④正味リース資産又は正味リース負債として①～③の合計</li> <li>包括利益計算書で以下の項目を区分して表示する ①リース料受取権に関する利息収益 ②リース負債の充足により生じるリース収益 ③原資産の減価償却費 ④正味リース収益又は正味リース費用として①～③の合計</li> <li>キャッシュ・フロー計算書 → リース料の受取＝営業活動に区分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>B/Sにおいて以下の項目を表示する ①リース料受取権はその他の金融資産とは区分する ②残存資産は有形固定資産に含めた上で区分する</li> <li>包括利益計算書 貸手のビジネスモデルを反映するように ①収益及び費用を区分して表示する ②単一の正味の金額で表示する</li> <li>キャッシュ・フロー計算書 → リース料の受取＝営業活動に区分</li> </ul>





## 【第59回 内部統制その4 内部統制報告制度の見直し案②】

○2010年10月28日に企業会計審議会第19回内部統制部会が開催されました ⇒ まだ「案」です。

### 【内部統制の柔軟な運用手法を確立するための見直し】



◇企業において可能となる評価方法・手続等の簡素化・明確化

対応項目	対応案
全社的な内部統制の評価範囲の明確化	<b>評価対象外とできる「財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点」の明確化</b>
全社的な内部統制の評価方法の簡素化	前年度の評価が有効であり、かつ、重要な変更がない場合、 <b>前年度の内部統制の運用状況の評価結果の利用可能</b> である旨を追加
業務プロセスに係る内部統制の 整備及び運用状況について評価範囲の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶前年度の評価が有効であり、重要な変更がない場合などに、<b>事業拠点の評価範囲の絞り込み</b>を容認 →売上高の概ね<b>2/3を相当程度下回る</b>場合もありうる</li> <li>▶評価範囲となった事業拠点のうち事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスで 評価対象外とできる<b>影響の重要性が僅少である業務プロセスの明確化</b></li> </ul>
業務プロセスにおける評価の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶前年度の整備状況の評価が有効であった場合に、 影響の重要性等を勘案し、<b>前年度の整備状況の評価の利用が可能</b>であることを明確化</li> <li>▶影響の重要性等を勘案し、<b>運用状況の評価をローテーション</b>によることが可能であることを明確化</li> </ul>
サンプリングの合理化・簡素化	監査人が、経営者が行ったサンプリングのサンプル及びその評価結果について、 一定の場合にその全部又は一部を自らのサンプルとして利用できること及び <b>積極的に利用すべき</b> ことを明確化
IT業務処理統制の運用評価の簡素化	重要な変更がない場合に、 毎年の運用状況のテストを実施せず、 <b>ローテーションにより実施</b> することが可能であることを明確化
持分法適用会社に係る評価・監査方法の明確化	当該持分法適用会社の親会社から入手する一定の情報等をもって、評価・監査に利用可能であることを明示



## 【第60回 内部統制その5 内部統制報告制度の見直し案③】

○2010年10月28日に企業会計審議会第19回内部統制部会が開催されました ⇒ まだ「案」です。

### 【内部統制の柔軟な運用手法を確立するための見直し】



#### ◇「重要な欠陥」の判断基準等の明確化

対応項目	対応案
「重要な欠陥」の判断基準の明確化	金額的重要性について、過去の一定期間の利益の平均値等の使用や特殊要因の除外等が可能であることを明示
M&A等により、新たにグループ会社に加わった会社に対する内部統制の評価・監査	<b>下半期に追加された子会社については「やむを得ない事情」に該当する旨を内部統制報告書に記載した上で整備及び運用状況の評価の対象としないことができる</b> ことなどを明確化

#### ◇中堅・中小上場企業に対する簡素化・明確化

対応項目	対応案
業務プロセスの評価手続の合理化	小規模企業等においては、必ずしも、通期で、あるいは組織内における多段階で内部統制の評価を行わないことができること等を明確化
代替手続の容認	小規模企業等においては、監査人は、評価の一部として、内部統制の実施状況について経営者が直接行った日常的モニタリングの結果や監査役が直接行った内部統制の検証結果を利用可能であることを明確化
評価手続等に係る記録及び保存の簡素化・明確化	小規模企業等において利用できる社内作成書類(引継書、受注メモなどの覚書等)を例示するとともに、監査人も当該記録が利用可能であることを明確化